

～ 特許法改正と職務発明規程 ～

平成28年4月1日、職務発明制度の見直しを含む改正特許法が施行されました。

職務発明制度は、企業の利用者等と発明を行った従業者等との間の利益調整を図ることにより、発明へのインセンティブを喚起しようとするものです。平成28年4月1日施行の改正特許法35条では、職務発明についての特許を受ける権利を原始的に利用者等（企業・大学側）に帰属させることができること等が規定されました。

本セミナーでは、主に企業側の視点から、改正特許法に対応するための職務発明規程のポイントを解説いたします。社内職務発明規程の見直しを検討予定の企業・大学等の方々は、是非ご参加ください。

なお、職務発明制度の基本から解説しますので、職務発明規程が未整備の企業の方々も含め、関係各位のご参加をお待ちしております。

内 容

1 職務発明制度について

職務発明制度の基本的事項について、主に企業側の視点から解説いたします。

2 特許法35条の規定について

職務発明制度を定める特許法35条について、改正内容を含めて、解説いたします。

3 特許法35条6項に基づくガイドラインについて

企業や大学が職務発明について特許を受ける権利を承継等したときは、発明者である従業者は相当の利益を受ける権利を有することになります。この相当の利益を付与する際のポイントを、平成28年4月に公表されたガイドライン（経済産業大臣告示）を踏まえて解説いたします。

4 職務発明規程の策定・改訂のポイント

実例を交えながら、特許法の規定やガイドラインに対応するための職務発明規程の策定・改訂のポイントを解説いたします。

講 師

弁理士・弁護士 梅森嘉匡（うめもり よしまさ）氏

【所属事務所】 弁護士法人リーガルプロフェッション（宮城県仙台市）

【経歴】 大学院工学研究課修了後、特許事務所勤務。現在、法律事務所に勤務。

平成17年弁理士試験合格、平成23年新司法試験合格。

- ◆開催日時：平成28年9月13日（火） 13:30～16:30 ※個別相談会あり（無料。先着2件まで）
- ◆開催場所：アイーナ 8階 会議室802（盛岡市盛岡駅西通1丁目7-1 TEL:019-606-1717）
- ◆定 員：30名
- ◆参加費：無料
- ◆お申込み：参加申込書にご記入のうえ、FAX又はメールでお申込みください。
- ◆締切日：平成28年9月6日（火）
- ◆お問合せ・お申込み先：岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室 担当：森外（もりそと）
TEL:019-629-5551 FAX:019-629-5569 E-mail:AB0005@pref.iwate.jp

プログラム

13:00	受付
13:30～13:35	開会・ご挨拶
13:35～15:55	講義 1 職務発明制度について 2 特許法35条の規定について 3 特許法35条6項に基づくガイドラインについて 4 職務発明規程の策定・改訂のポイント 質疑応答
16:00～16:30	個別相談会

お申込み

- ◆下記参加申込書にご記入のうえ、FAXでお申込みください。
 ◆メールでのお申込みは、件名を「職務発明セミナー申込み」とし、下記内容をご記入のうえ、送信してください。

FAX:019-629-5569

平成28年 月 日

「職務発明セミナー」参加申込書

会社名等			
住 所	〒		
ご連絡先	(TEL)	(FAX)	
参加者	(所属)		
	(役職)	(氏名)	
	(E-mail)		
参加者	(所属)		
	(役職)	(氏名)	
	(E-mail)		
個別相談会参加希望の有無 (○で囲んでください)		有 ・ 無	
↓ 有の場合の相談内容			

※個別相談会は2件までのため、先着順とさせていただきますので、ご了承ください。対象となる方には、こちらからご連絡いたします。

※本セミナー申込みでご提供いただいた個人情報は、本セミナーへの申込みの確認及び県実施の各種セミナー等のご案内に使用させていただく場合がありますので、予めご了承ください。それ以外の目的での利用及び第三者への情報提供はいたしません。